

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和7年2月 10 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400742 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400111 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社（平成 2 年 7 月 1 日に、B 社に名称変更）における平成 2 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び同年 11 月 1 日から平成 3 年 8 月 31 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 2 年 1 月から同年 7 月までの標準報酬月額については 20 万円から 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額については 20 万円から 32 万円、同年 11 月から平成 3 年 7 月までの標準報酬月額については 30 万円から 32 万円とする。

平成 2 年 1 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から平成 3 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 2 年 1 月から同年 9 月まで及び同年 11 月から平成 3 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の B 社における平成 2 年 11 月 1 日から平成 3 年 8 月 31 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 2 年 11 月から平成 3 年 7 月までの標準報酬月額については 38 万円とする。

平成 2 年 11 月から平成 3 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 3 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 3 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 4 請求者の B 社における平成 3 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 3 年 8 月の標準報酬月額については 30 万円から 32 万円とする。

平成 3 年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 3 年 8 月の訂正後の標準報酬月額（上記 3 の訂正後の標準報酬月額を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかで

ないと認められる。

- 5 請求者のB社における平成3年8月31日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年8月及び同年9月の標準報酬月額については38万円とする。

平成3年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額（上記3及び4の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 その他の請求期間（請求期間①のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年1月1日から平成3年8月31日まで
② 平成3年8月31日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。また、請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録がない。給料支払明細書が見つかったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成2年1月1日から同年10月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成2年11月1日から平成3年8月31日までの期間について、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本

来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成2年1月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成3年8月31日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成2年1月から同年7月までは26万円、同年8月、同年9月及び同年11月から平成3年7月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の住所を特定できず、事業主からの回答を得られないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①のうち、平成2年11月1日から平成3年8月31日までの期間について、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の平成2年11月1日から平成3年8月31日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成2年11月から平成3年7月までは38万円とすることが必要である。

なお、平成2年11月から平成3年7月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額である。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の住所を特定できず、回答を得ることができない。

このほか、請求者の平成2年10月1日から同年11月1日までの期間における厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料や周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失（平成3年8月31日）に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（平成3年10月21日）後の平成3年12月26日に行われており、同日に、平成2年10月の定時決定が取り消され、同年7月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理が行われていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理及び標準報酬月額の減額処理が行われた平成3年12月26日において、請求者と同様に標準報酬月額の減額処理が行われた者は、請求者のほかに12人であるところ、12人のうちの8人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失を同年8月31日として処理されたことが確認できる。

さらに、同僚照会において回答があった複数の者は、請求期間当時、B社の経営状態は悪かった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、雇用保険の離職年月日の翌日である同年10月1日とすることが妥当である。

また、請求者の平成3年8月及び同年9月における標準報酬月額については、請求者に係る資格喪失処理前の同年7月の厚生年金保険の記録から、30万円とすることが必要である。

5 請求期間②のうち、平成3年8月31日から同年9月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも上記4の訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成3年8月31日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、同年8月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の住所を特定できず、事業主からの回答を得られないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

6 請求期間②のうち、平成3年8月31日から同年9月1日までの期間について、給料支払明

細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記4及び5の訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記4の訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間②における標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、38万円とすることが必要である。

なお、平成3年8月及び同年9月の訂正後の標準報酬月額（上記4及び5の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400341 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2400042 号

第 1 結論

平成 5 年 6 月から同年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 6 月から同年 10 月まで

私は、平成 2 年 9 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、平成 9 年 5 月に私の経営する会社が厚生年金保険に加入するまでの請求期間を含む 80 か月に係る国民年金保険料を納付していた。

請求期間の国民年金保険料については、当該期間の前後の期間と同様に、私の会社で契約社員として雇用していた事務員が、銀行窓口で納付書に現金を添えて毎月納付していたので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、自身が経営する会社で雇用していた事務員が、B 銀行（現在は、C 銀行）D 支店の窓口で納付書に現金を添えて毎月納付していた旨主張しているところ、請求者は当該期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与していない上、当該事務員は連絡先が特定できず、照会することができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付頻度について、当該期間の前後の期間と同様に、毎月納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、直前の平成 5 年 4 月及び同年 5 月に係る国民年金保険料は、それぞれ当該月の翌月である同年 5 月及び同年 6 月に納付されていることが確認できるものの、当該期間の直後の同年 11 月から平成 6 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料は、平成 7 年 11 月 22 日にまとめて過年度納付されていることが確認できることから、請求者の主張と相違している。

さらに、請求者の主張に沿って請求期間の国民年金保険料を納付したとすると、当該期間に係る国民年金保険料の納付が 5 回にわたり順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理に対して、行政機関において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付場所として記憶するC銀行D支店の担当者は、当該期間に係る資料は保存期間経過により保有していない旨陳述している。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成5年5月5日付けで、A市からE市へ転居していることが確認できるところ、A市及びE市は、請求者の国民年金に係る資料は保有していないと回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。